

日米地位協定合意議事録

第十二条

- 1 合衆国軍隊は、日本国におけるその調達計画の予期される主要な変更についての関係情報を可能な限り事前に日本国の当局に提供する。
- 2 合同委員会その他の適当な者は、日本国及び合衆国の経済関係の法令及び商慣習の相違から生ずる調達契約に関する紛議の満足すべき解決につき研究する。
- 3 最終的には合衆国軍隊が使用する物資の購入に関する課税免除を確保する手続は、次のとおりとする。
 - a 合衆国軍隊に向けて託送され、又は仕向けられた資材、需品及び備品が、合衆国軍隊の監督の下に、もつばら第二条に掲げる施設及び区域の構築、維持若しくは管理のための契約若しくは施設及び区域内にある軍隊の維持のための契約を履行するため使用され、又はその全部若しくは一部が消費されることとなつているか、あるいは、当該軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体させられるものである旨の適当な証明を合衆国軍隊がした場合には、合衆国軍隊の権限のある代表者が、生産者から直接に当該資材、需品及び備品の引渡しを受けるものとする。この場合、物品税及び揮発油税の徴収手続は、進めないものとする。
 - b 施設及び区域における前記の資材、需品及び備品の受領は、合衆国軍隊の権限のある官憲から日本国の当局に対して行なわれる。
 - c 物品税及び揮発油税の徴収手続は、次に定めるいずれかの時期まで進めないものとする。
 - (1)合衆国軍隊が、前記の資材、需品及び備品の消費の量又は程度を確認して証明する時
 - (2)合衆国軍隊が使用する物品又は施設に合体させられた前記の資材、需品及び備品の量を確認して証明する時
 - d c(1)又は(2)の規定に従つて証明された資材、需品及び備品は、その経費が合衆国政府予算から支払われ、又は日本国政府が合衆国の支出にあてる経費から支払われる限り、物品税及び揮発油税を免除される。
- 4 合衆国政府は、第十五条に定める諸機関に提供される労働者の雇用に関連して日本国政府の当局と前記の諸機関との間の該当する契約に基づき要する費用が日本国政府に返済されることを確保するものとする。

5 第十二条 5 にいう「日本国の法令」とは、第十二条 6 の規定に従うことを条件として、日本国の裁判所及び労働委員会の決定を含むことが了解される。

6 第十二条 6 の規定は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内の軍紀の維持の攪乱を含む安全上の理由による解雇の場合にのみ適用されることが了解される。

7 第十五条に定める諸機関は、当局間の相互の合意に基づき第十二条 6 の手続に従うことが了解される。